



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

医療費分析のお知らせ

～国民健康保険 医療費適正化特別対策事業～

市の国民健康保険(国保)では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なもの、みなさんの医療費に関するデータを基に受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」です。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費等の状況」についてお知らせします。

生活習慣病に係る医療費等の状況

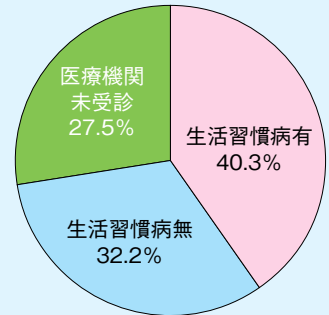
平成30年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は次のとおりです。それぞれの割合は、生活習慣病有40.3パーセント、生活習慣病無32.2パーセント、医療機関未受診27.5パーセントとなり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約4割を占めています。(図①参照)

また、生活習慣病における疾病別医療費割合は、糖尿病20.9パーセント、腎不全20.5パーセント、高血圧性疾患18.7パーセント、脂質異常症13.9パーセント、虚血性心疾患13.0パーセントの順になっています。(図②参照)

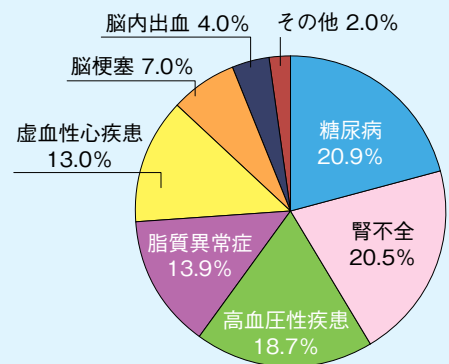
特定健診受診状況別の生活習慣病患者一人当たり医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が多い結果となっています。(図③参照)

生活習慣病などは重症化してしまうと身体に大きな負担となり、また、医療費も急増します。毎年6月から実施される特定健診を受診し、早期の治療・予防に努め健康長寿を目指しましょう。

【図①】被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況



【図②】生活習慣病疾病別医療費の状況



【図③】生活習慣病患者一人当たり医療費 単位(円)

健診有無	入院	入院外	合計 ^{※1}
健診受診者	93,627	79,834	85,639
健診未受診者	104,053	90,611	102,026
合計 ^{※2}	100,045	84,824	93,250

※1 入院、入院外の区分けなく集計した場合
※2 健診受診有無の区分けなく集計した場合

国保料の納付は口座振替で

口座振替を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用される市の取扱金融機関などへ提出してください(廃止の場合は、現在利用されている金融機関などで手続きをお願いします)。

また、市役所では、「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を行っています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込が市役所でできるサービスです。お手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合

国保料(特別徴収分)の支払方法の変更について

特別徴収(年金からの天引き)で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができます。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月20日(月)までに申告してください。

国保料について

国民健康保険料(特別徴収分)の仮徴収について

令和2年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まります。

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額通知書」を送付します。

令和2年2月分の国保料を年金から支払っている世帯主

①金融機関へ届出をする

持ち物：通帳、通帳届出印、被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)

3月末までに届出をした場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

この短期被保険者証の有効期間が切れる前

②金融機関への届出後、国保医療課へ届出をする

持ち物：被保険者証、はんこ、口座振替依頼書控え

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月20日(月)までに申告してください。

△減額の対象となる国保料

離職日の翌日の属する年度とその翌年度の国民健康保険料

①非自発的失業者により離職した国保加入者
②失業時65歳未満の人の資格はありますので、医療機関にかかるときには必ず事前に国保医療課でご相談ください。

△対象

次の①②③全てにあてはまる人
①非自発的失業者により離職した国保加入者
②失業時65歳未満の人の資格はありますので、医療機関にかかるときには必ず事前に国保医療課でご相談ください。

△対象

次の①②③全てにあてはまる人
①非自発的失業者により離職した国保加入者
②失業時65歳未満の人の資格はありますので、医療機関にかかるときには必ず事前に国保医療課でご相談ください。

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。

△対象

次の①②③全てにあてはまる人
①非自発的失業者により離職した国保加入者
②失業時65歳未満の人の資格はありますので、医療機関にかかるときには必ず事前に国保医療課でご相談ください。

還付金詐欺にご注意ください!

市職員や日本年金機構職員などを名乗り、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
 - ②振り込む前に家族に相談する
 - ③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
- ※不審な電話がかかってきたら、次の関係機関にお問い合わせください。
 消費生活センター ☎(56)4052
 城陽警察署 ☎(53)0110



じょうりんちゃん

図④ 自己負担限度額
○70歳未満の人の場合

Table with 4 columns: 所得区分, 総所得金額等(※2), 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include 上位所得者(※1), 一般, and 住民税非課税世帯.

○70歳以上の人の場合

Table with 4 columns: 所得区分, 現役並み所得者, 一般, 低所得者. Sub-columns include 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得, 課税所得.

※1 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※2 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※3 過去12カ月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含む
※5 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

高額療養費の申請について
1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図④参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

照を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。支給を受けるためには申請が必要です。申請に必要なもの

- ・被保険者証
・はんこ
・領収書
・振込先の分かるもの(通帳など)
※申請には、支払われた金額の確認が必要と

なりますので、全ての領収書を必ず持参してください
※該当する見込みの支払いがある場合で、高額療養費の申請の前に他の申請に領収書の原

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。市では国保加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付しています。ジェネリック医薬品を初めて使用する際、不安を取り除くために短期間試してみる「分割調剤」も可能です。
※薬代が下がっても、技術料などの有無により、支払金額が差額通知どおりに下がらない場合があります
※切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

柔道整復師は正しくかかりましょう

柔道整復師(整骨院・接骨院)は医師ではないため、施術の行為が限定されています。また、被保険者証が使える場合と使えない場合がありますので、次の内容を参考に受診してください。
被保険者証が使える場合
○外傷性のねんざ、打撲 ○医師の同意がある場合または応急処置である場合の骨折、脱臼の施術
被保険者証が使えない場合
○日常生活における単純な肩凝り、腰痛など ○病気による凝りや痛み ○症状の改善がみられない長期の施術 ○スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

特定保健指導を実施中

今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。
また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人もお気軽にご相談ください。

健康相談のお問い合わせは、保健センター(☎(55)1111)へ

第三者行為は届出を

交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)ケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を国保医療課へ提出してください。
国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めが優先されるので、必ず示談をする前に届出をしてください。医療費は、国保でいったん支払い、後で市から加害者に請求を行います。

一部負担金の減免について

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、減免できる場合があります。国保医療課でご相談ください。

令和2年度の間人ドック補助について

令和2年度の間人ドック受診補助申込を4月8日(水)から開始します。詳しい内容は今後の広報じょうように掲載予定ですので、内容をご確認の上、お申し込みください。

国保加入・喪失の手続き

他の健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届出をお願いします。
国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますのでご注意ください。
国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。
他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使用し医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額返還していただくこととなります。

国民健康保険への届出は14日以内に!!

Table with 4 columns: 国保をやめるとき, 国保に入るとき, その他, 手続きに必要なもの. Rows include 生活保護を受けなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき.

高齢受給者証などの受給者証や、その他認定証をお持ちの人は被保険者証とともに持参してください